重要事項説明書

令和　６年　４月　１日現在

１　事業者の概要

事業者名	医療法人社団　雄翔会
代表者	理事長　　綾田　潔
所在地	香川県高松市香南町由佐210番地１
連絡先	０８７－８７９－２００８　（FAX　０８７－８７９－６９７６）

２　事業所の概要

（１）事業所の名称等

事業所名	居宅介護支援事業所　瑞穂
介護保険指定番号	３７７０１０７９４８
所在地	香川県高松市香南町由佐210番地２
連絡先	０８７－８９９－７８６８　（FAX　０８７－８９９－７８９８）
通常の事業実施地域	事業所を中心とした半径３ｋｍ以内の地域

（２）営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日（土、日曜は休み）
営業時間	午前８時３０分　から　午後５時３０分まで

（３）事業所の職員体制

	業務内容	人員数
管理者	1、 従業者の管理及び利用申込みに係る調査、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2、 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指導命令を行います。	１名 （介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	ケアマネジメント業務を行います	１名

３　事業の目的及び運営の方針

事業の目的

第１条　本規定は、医療法人社団雄翔会（以下「社団」という。）が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）で行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を期すために人員管理及び事業の運営管理に関する事項を定めたものである。

運営の方針

第２条　事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

4　サービス提供の標準的な流れ

① 居宅サービス計画作成等サービス利用申込み（利用者→居宅介護支援事業者）

↓

② 重要事項説明（居宅介護支援事業者→利用者）

居宅サービス計画作成の手順、 サービスの内容に関して大切な説明を行います。

↓

③ 居宅サービス計画等に関する契約締結（利用者→居宅介護支援事業者）

↓

④ 【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出（利用者→市町村）

↓

⑤ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成・交付（居宅介護支援事業者→利用者）

1．現状把握と課題分析（アセスメント）
2．居宅サービス事業者情報の提供
3．居宅サービス計画（ケアプラン）の原案作成
4．サービス担当者会議の開催
5．各サービス提供事業者との連絡・調整
6．居宅サービス計画（ケアプラン）に対する利用者の同意

↓

⑥ サービス利用

- 定期的なサービス実施状況の把握・評価（モニタリング）
- 利用者やご家族との連絡
- 各サービス提供事業者との連絡・調整

5　利用料金

（1）基本利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、１ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（ア）介護支援専門員取扱件数 40 件未満の場合

要介護１・２　　１０８６　単位　　要介護３・４・５　　１４１１　単位

単位

（イ）介護支援専門員取扱件数 40 件以上 60 件未満の場合

要介護１・２　　５４４　単位　　要介護３・４・５　　７０４　単位

（ウ）介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護１・２　　３２６　単位　　要介護３・４・５　　４２２　単位

（2）加算料金

- 初回加算（新規に居宅サービス計画を作成する場合。 また、要介護状態区分が２区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。） 1月につき　３００　単位
- 入院時情報連携加算（Ⅰ）（利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合） 1月につき　２５０　単位
- 入院時情報連携加算（Ⅱ）（利用者が病院または診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合） 1月につき　２００　単位
- 退院・退所加算（病院等に入院、入所していた利用者の退院、退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

連携１回　カンファレンス無し　４５０　単位
連携１回　カンファレンス有り　６００　単位
連携２回　カンファレンス無し　６００　単位
連携２回　カンファレンス有り　７５０　単位
連携３回　カンファレンス有り　９００　単位

- 緊急時居宅カンファレンス加算（病院又は診療所の求めにより病院等の医師または看護師等とともに利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合）200 単位

（3）交通費

通常の事業実施地域にお住まいの方：無料

それ以外の地域の方：実費（ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道１ｋｍにつき１５円）

（4）サービス実施記録の複写費用：10 円/枚（モノクロ）

6　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族、利用者の居住地の市町村に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

また、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

7　秘密の保持と個人情報の保護について

（1）事業者および従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

（2）事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者および利用者の家族の個人情報を用いません。

8　感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提 供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施 します。 感染症が発生、又はまん延しないように 次の措置を講じるものとします。

（1）感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
（2）感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

⑴ 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。

⑵ 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

⑶ 虐待防止に関する責任者を選定しています。

⑷ 成年後見制度の利用を支援します。

⑸ 苦情解決体制を整備しています。

⑹ サービス提供中に、当該事業所授業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利 用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

１０ ハラスメント防止について

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から､職場における各種 ハラスメントを防止するために必要な措置を講じます。事業所は利用者、その家族より介護支援専門員がハラスメントを受けた場合、契約を直ちに終了することができます。介護支援専門員は、利用者または利用者家族等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません。

１１身体拘束の適正化について

介護支援専門員は、利用者または利用者家族等の生命または身体を保護するため緊急ややむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません。介護支援専門員は、身体拘束等を行う場合はその態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

１２ 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

（1）提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

（2）要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この別紙に定める内容については終了することとなります。

（3）要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

（4）注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

・　要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。

・　要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

11　サービス内容に関する苦情申し立ての窓口

● 事業者の窓口

事業者の窓口	管理者兼介護支援専門員： 濵田　尚美 所在地： 高松市香南町由佐 210-2 電話： 087-899-7868
保険者の窓口	高松市役所　介護保険課 電話：０８７－８３９－２３２６
市役所窓口	三木町：三木町役場　住民課 電話：０８７－８９１－３３０３
	綾川町：綾川町役場　健康福祉課 電話：０８７－８７６－１１１３
	さぬき市：さぬき市役所　介護保険課 電話：０８７９－５２－２５１９
	東かがわ市：東かがわ市役所　保健課 電話：０８７９－２６－１２２９
公的団体の窓口	香川県：香川県国民健康保険団体連合会 電話：０８７－８２２－７４３１